

## 重要事項説明書

(通所介護・介護予防通所介護相当サービス)

令和6年12月1日改訂

通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 清修会
主たる事業所の所在地	愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原148番地
代表者名	理事長 田中 秀雄
電話番号	0586-87-0010
ホームページ	<a href="https://www.seisyukai.com">https://www.seisyukai.com</a>

### 2. 同事業所内で併設する事業

事業の種類		指定権者 一宮市		利用 定員	指定基準 該当サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	介護老人福祉施設	H15.3.28	2375400088	80	指定
居宅	短期入所生活介護	H15.3.28	2375400096	10	指定
	介護予防短期入所 生活介護	H30.4.1			
居宅	居宅介護支援事業	H15.3.28	2376500104		指定

### 3. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター サンリバー
所在地	愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原148番地
管理者	施設長 田中 由起
利用定員	25名
電話番号	0586-87-0034
FAX番号	0586-87-0057
メールアドレス	seisyukai@circus.ocn.ne.jp
サービス種別	通所介護・介護予防相当通所介護サービス
指定年月日	通所介護 平成15年3月28日 介護予防通所介護相当 平成30年4月1日
指定権者及び指定番号	一宮市 2375400112

施設等の区分	通常規模型事業所
--------	----------

#### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人清修会が開設する通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活指導員、介護看護職員、機能訓練指導員等が要介護状態等にある高齢者に対し適正な介護・看護サービスを提供することを目的とする。
通所介護の運営方針	通所介護事業所にあつては、事業所の主な職員は、要介護状態の方々の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
介護予防通所介護相当サービスの運営方針	介護予防通所介護相当サービスにあつては、事業所の主な職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

#### 5. ご利用事業所の職員体制等（通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス）

ご利用事業所の従業者の職種	員数（常勤換算）	事業者の指定基準
管理者	1人	1人
生活相談員	1人以上	1人
看護師 兼機能訓練指導員	1人以上	1人
介護職員	3人以上	3人

#### 6. 営業時間及び通常の事業実施地域（通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス）

営業日	月曜日～土曜日（但し、12月30日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時45分～午後4時05分（6時間以上7時間未満） 午前9時00分～午後4時05分（7時間以上8時間未満）
通常の事業実施地域	愛知県一宮市

## 7. サービスの概要

種 類	内 容
送 迎	当事業所では、利用者の心身の状況及び周辺環境に応じて送迎サービスを行っております。 ・通常実施地域は愛知県一宮市となります。
入 浴	適切な人員を配置し職員の介助のもと安心して入浴いただけます。 入浴設備は利用者の要介護状態に合わせ、一般浴、機械浴槽がご利用できます。
食 事	併設の介護老人福祉施設所属の管理栄養士が献立を作成し、身体状況に配慮した常食、ハーフ食、治療食等の食事を提供します。 (食事時間) (間食) 12:00～13:00 水分補給 10:00 おやつ 15:00
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	当事業所では、看護職員が機能訓練指導員を兼務し、状況に応じた機能訓練を行い、身体能力の低下防止に努めます。
社会生活上の便宜	当事業所では、必要な教養娯楽設備、備品を整備し利用時間中を充実あるものとするため余暇時間にレクリエーション活動を行います。 また年間計画に定めるレクリエーション外出も適宜実施します。
健康管理	かかりつけ医にて健康管理をしていただきます。緊急時等必要な場合は、医療機関、居宅介護事業所等と連携し必要な措置を責任もって行います。
相談及び援助	利用前、利用中のいかなる相談についても担当者が責任をもって対応いたします。 (相談窓口) 生活相談員 松山泰典 宮本靖子
虐待防止のための措置に関する事項	当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するため、次の措置を講じます。 ・虐待の防止に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策防止委員会の設置 ・虐待の防止に関する指針の整備 ・虐待の防止に関する定期的な職員研修の実施 ・職員及び養護者の虐待発生時の通報義務 ・虐待発生が疑われる場合においても、上記と同様の対応
身体拘束廃止の廃止	当事業所では、提供するサービスにおいて利用者様の尊厳を冒す身体拘束を廃止し、安全や安心な生活を阻害する事故を防止して

及び事故の防止の措置に関する事項	<p>いくため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故対策に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策委員会の設置</li> <li>・身体拘束廃止及び事故防止のための指針の整備</li> <li>・身体拘束廃止及び事故防止に関する定期的な職員研修の実施</li> </ul>
感染症、食中毒の予防及び蔓延防止の措置に関する事項	<p>当事業所では、利用者様の安全管理の観点から、各種感染症及び食中毒を予防、蔓延の防止に努めるため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する担当者及び医療・感染対策委員会の設置</li> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための指針の整備</li> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する定期的な職員研修の実施</li> </ul>
業務継続計画（BCP）に関する事項	<p>当事業所では、安定した施設運営を継続する観点から、災害及び感染症対策において業務継続計画（BCP）を策定し、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの適切な遂行を行う委員会の設置</li> <li>・BCPに基づく定期的な訓練及び研修</li> <li>・BCPの定期的な見直し、周知活動</li> </ul>
事故発生時の対応に関する事項	<p>当事業所では、利用者への介護サービスの提供中に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等、居宅介護支援事業者等の関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の状況及び事故に際して採った措置の内容について記録します。</li> <li>・万が一の利用者の損害に備えて損害賠償保険に加入しております。但し、当事業所に故意過失がない場合は適用されません。</li> </ul>

## 8. 利用料（別紙利用料金表を参照）

(1) 介護保険法定給付（介護保険自己負担分は1単位10,27円の計算となります）

※社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度を適用しております。適用の場合は認定証に記載の金額が適用されます。

(2) 介護保険法定給付外サービス

- ・食費 550円
- ・レクリエーション、行事費 随時実費
- ・通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに要

した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から、1kmあたり10円徴収します。

9. 施設の概要（通所介護事業及び介護予防通所介護事業）

日常動作訓練室及び食堂	147.66m <sup>2</sup>	脱衣室	32.00m <sup>2</sup>
相談室	28.46m <sup>2</sup>	一般浴室	50.49m <sup>2</sup>
休憩室（作業及び日常動作訓練室に含む）		歩行用訓練階段	1台他

10. 苦情申立窓口（通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス）

苦情相談窓口	窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 連絡先 電話 0586-87-0034
苦情責任者	苦情責任者 施設長 田中 由起 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 連絡先 電話 0586-87-0034
第三者委員	後藤 正勝 電話 0586-87-4384 櫻井 善雄 電話 0587-32-7523
市町村	一宮市役所 介護保険課 連絡先 電話 0586-85-7017 ご利用時間 月～金（祝日除く）8:30～17:15 その他市町村 連絡先 電話
国保連	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室 連絡先 電話 052-971-4165 ご利用時間 月～金（祝日除く）9:00～17:00

11. 緊急時の対応方法（通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス）

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関 ①	医療機関の名称	木曾川市民病院
	所在地	一宮市木曾川町
	電話番号	0586-86-2173

	入院設備	有
	救急指定の有無	有
	契約の概要	緊急時等の入院等
協力医療機関 ②	医療機関の名称	松波総合病院
	所在地	岐阜県羽島郡笠松町
	電話番号	058-388-0111
	入院設備	有
	救急指定の有無	有
	契約の概要	緊急時等の入院等

## 12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める併設介護老人福祉施設の「消防計画」・「非常災害対策計画・避難確保計画」に則り適切に対応します。
近隣との協力関係	地域自治会と必要に応じて協議の場を設けます。
避難訓練及び防災設備	<p>別途定める併設介護老人福祉施設の「消防計画」・「非常災害対策計画・避難確保計画」に則り、利用者も参加のうえ定期的な避難訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー      あり      ・屋内消火栓      あり</li> <li>・自動火災報知機      あり      ・非常通報装置      あり</li> <li>・誘導灯      あり      ・漏電火災報知器      あり</li> <li>・ガス漏れ報知機      あり      ・非常用電源      あり</li> <li>・防火扉      あり</li> </ul>
消防計画の届出	<p>消防署への届出日：平成18年1月18日</p> <p>防火管理者：堀野貴之</p>
非常災害対策計画	<p>策定日：令和元年4月1日</p> <p>地震等の大規模災害に関する当施設の対策計画</p>
避難確保計画の策定	<p>一宮市への届出日：令和4年8月31日</p> <p>「一宮市洪水ハザードマップ」令和3年度改訂により浸水洪水想定区域（想定最大規模）に該当</p>

## 13. その他ご利用時の留意事項

サービス利用時間	利用時間の予定が変更となった場合は、事前にご連絡をお願いいたします。当日の急な予定変更は準備等の事情により、変更前の利用時間で取り扱う場合がございます。
設備・備品等の利用	事業所内の設備、備品、器具等は本来の用法に従いご利用下さ

	い。これに反し、悪質と判断される利用により破壊等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音、危険行為等の他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。発見した場合は、利用の中断、中止を勧告する場合がございます。喫煙は屋外、飲酒はできません。
宗教・政治活動等	事業所内での宗教、政治活動及び営業（金銭的利益不利益を生む行為）活動、その他勧誘行為は一切ご遠慮願います。これに反した場合は、上記と同様に他の利用者への迷惑行為と判断させていただきます。
持ち込み行為	ペット等の飼育動物の持ち込み、また、他の利用者の関心をひく、上記勧誘行為に該当しそうな物品の持ち込みはご遠慮願います。
所持品の管理	貴重品を含む所持品は所定の場所でお預かりいたします。但し、管理はご本人様とさせていただきます。手荷物確認表をご参考に紛失、混入等を防ぐため必要最小限として下さい。ご本人様と分かる記名、目印等がないお手荷物の責任は負いかねますので予めご了承下さい。
第三者評価の実施の有無	当事業所では、第三者評価の受検は実施しておりません。
ハラスメント行為に対する対応	利用者様及びご家族様等から当事業所の職員へ以下のハラスメント行為が確認された場合は契約解除及び損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。 殴る、蹴る、抓る等の暴行行為 「死ね」「役立たず」等の尊厳を傷つけるような暴言行為 近くで怒鳴る、反社会勢力等との関わりを示す、恐怖心を与える、職員の求めに反してペットを放し飼いにする等の威嚇行為 必要もなく手や腕を握る、抱きしめる、性的な言動、要求等のセクシャルハラスメント行為 サービス契約以外の労力、介護保険制度から逸脱するサービス内容の要求等の過度な要求行為 事業所、職員の許可のない撮影行為、撮影映像等のSNS上等で無断投稿、第三者への無断公開、執拗に連絡先、住所等の個人情報を探る等のプライバシー侵害行為 上記に類する契約当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為
事前休業	一宮市地域防災計画に基づく避難確保計画により、営業日の午前8時時点で全県下又は一宮市において以下のいずれかが発令

	<p>されている場合は、デイサービスの営業を休業いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報又は特別警報</li> <li>・大雨警報又は特別警報</li> <li>・洪水警報</li> </ul> <p>上記発令が解除された後でも、営業開始前に道路冠水、倒木、倒壊など安全な送迎サービスが行えないと判断した場合は、営業を休業する場合がございます。</p> <p>冬季の大雪警報発令前後も上記同様とさせていただきます。</p>
営業中止	<p>上記、災害警報及びその他の有事に関する警報がサービス提供中に発令された場合、当事業所の周辺地域の安全を確認のうえ、営業時間を短縮又は中止する場合がございます。その際は、ご家族へご連絡し安全に帰設の有無を確認のうえ行います。</p>
利用の中止、中断	<p>上記、迷惑行為等及び当該重要事項を記した文書並び当該契約行為を違反する行為については、利用の中止及び中断を勧告する場合がございます。また、利用者様及びご家族様からのハラスメント行為についても同様とさせていただきます。</p>

(利用者) 私は、通所介護サービス契約書及び重要事項説明書に基づいて、説明担当者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、確認のうえ、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名

署名代行者 氏名 続柄

利用者の家族 住所  
氏名 続柄